

建設工事等検査要領

(目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、愛知県建設局の発注する工事（以下「建設局所管工事」という。）、都市・交通局の発注する工事（以下「都市・交通局所管工事」という。）及び建築局の発注する工事（以下「建築局所管工事」という。）に係る検査員の行う検査について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 工事 建設工事、測量、調査、設計、監理等及び工事用物件（契約金額が1件100万円以下のものを除く。）の購入をいう。
- 二 所長委任工事 愛知県財務規則第3条（流域下水道事業にあっては愛知県流域下水道事業財務規則第3条）により支出負担行為を行うことが所長に委任された工事をいう（建設工事で当初設計金額が1件2億円以上のもの及び調査、設計等の業務で公募型又は簡易公募型のプロポーザル方式並びに公募型又は簡易公募型の競争入札方式により受注者を決定するものを除く。）。
- 三 本庁施行工事 本庁において、支出負担行為及び施行をする工事をいう。
- 四 本庁契約工事 所長委任工事及び本庁施行工事以外の工事で、本庁において支出負担行為を行う工事をいう。
- 五 特別検査工事 所長委任工事で、当初契約金額が原則1件8,000万円を超える建設工事をいう。ただし、衣浦港務所及び三河港務所の建設工事にあっては、当初契約金額が1件1,000万円を超えるものをいう。
- 六 契約者 建設工事にあっては請負者を、測量、調査、設計及び監理等（以下「委託業務」という。）にあっては受注者を、工事用物件の購入にあっては納入者を表し、県と契約を締結した者をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

- 一 完了検査 完了検査は、次の場合に行うものとする。
 - ア 工事が完了したとき。
 - イ 部分引渡しにおける指定部分に係る工事が完了したとき。
- 二 出来形検査 出来形検査は、次の場合に工事（工事用物件の購入を除く。）の既済部分について行うものとする。
 - ア 部分払若しくは部分使用をしようとするとき。
 - イ 履行遅滞の場合において、継続施行を承諾しようとするとき。

- ウ 工事の施行を中止しようとするとき。
- エ 契約を解除しようとするとき。
- 三 中間検査 中間検査は、建設工事の適正な技術的施工を確保するために行うものとする。

(工事の検査)

- 第4条 建設局、都市・交通局又は建築局が所管する工事の検査は、次により行うものとする。
- 一 建設工事のうち、本庁契約工事及び特別検査工事の検査（部分使用に係る出来形検査を除く。）並びに本庁施行工事の検査は、建設局長が行うものとする。
 - 二 委託業務のうち、本庁契約工事及び本庁施行工事の検査は、本庁事業課長が行うものとする。
 - 三 前二号以外の検査は、所長が行うものとする。

(検査員の任命)

- 第5条 検査員は、建設工事のうち、本庁契約工事及び特別検査工事の検査（部分使用に係る出来形検査を除く。）並びに本庁施行工事の検査にあつては建設局長が、委託業務のうち、本庁契約工事及び本庁施行工事の検査にあつては本庁事業課長が、それ以外の検査にあつては所長が任命するものとする。
- 2 検査員は、職員のうちから任命するものとする。
 - 3 検査員（工事用物件の購入に係る検査員を除く。）の任命の時期は次のとおりとする。
 - 一 完了検査
 - ア 本庁契約工事にあつては工事完了報告書又は指定部分完了報告書の提出が、特別検査工事にあつては工事完了検査依頼書又は指定部分完了検査依頼書の提出があつたとき。
 - イ 所長委任工事（特別検査工事を除く。）及び本庁施行工事にあつては、完了届又は指定部分完了届の提出があつたとき。
 - 二 出来形検査
 - ア 部分払の場合にあつては、出来形検査の申し出があつたとき。
 - イ 部分使用の場合にあつては、部分使用をしようとするとき。
 - ウ 履行遅滞の場合において、継続施行を承諾しようとするとき。
 - エ 工事の中止の場合にあつては、工事の施行を中止しようとするとき。
 - オ 契約解除の場合にあつては、契約を解除しようとするとき。
 - 三 中間検査
 - 建設局長又は所長が、中間検査の実施を必要と認めたとき。
 - 4 工事用物件の購入に係る検査員は、契約締結のときに任命する。

- 5 建設工事のうち、本庁施行工事（建築局所管工事に限る。）の検査を依頼する場合は、本庁事業課長は、建設局長に検査職員任命依頼書（様式第11）により依頼するものとする。

（検査の時期）

- 第6条 完了検査は、建設工事の請負契約にあっては完了届を受理した日から14日以内、その他の契約にあっては完了届を受理した日から10日以内に行わなければならない。ただし、工所用物件の購入にあっては納入の都度遅滞なく行うものとする。
- 2 出来形検査は、検査員任命後遅滞なく行うものとする。
 - 3 前2項以外の検査は、必要なとき行うものとする。

（検査の基準等）

- 第7条 建設局及び都市・交通局が所管する建設工事の検査は、別に定める土木工事検査基準に基づき行うものとする。

（検査の準備）

- 第8条 建設局長は、建設工事のうち本庁契約工事及び特別検査工事の検査を行う場合は日時、検査員氏名及び検査対象工事名等を所長に通知するものとする。
- 2 所長は、前項の通知があったときは、次の各号について措置するものとする。
 - 一 監督員及び契約者に対する検査実施の通知。
 - 二 監督員及び契約者に対する測定器具・用具及び関係資料の整備並びに準備の指示。
 - 三 その他必要と認める事項。
 - 3 本庁施行工事（建築局所管工事を除く。）及び所長委任工事（特別検査工事を除く。）の検査は、前2項を準用するものとする。
 - 4 建設局長は、建設工事のうち、本庁施行工事（建築局所管工事に限る。）の検査を行う場合は日時、検査員氏名及び検査対象工事名等を本庁事業課長に検査職員任命通知書（様式第13）により通知するものとする。
 - 5 本庁事業課長は前項の通知があったときは、第2項各号に定める措置を行うものとする。

（検査の立会）

- 第9条 建設工事における検査は、監督員及び当該工事の契約者又は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の立会のもとに行うものとする。
- 2 委託業務における検査は、監督員及び当該委託業務の契約者又は管理技術者等の立会のもとに行うものとする。

- 3 工事用物件の購入における検査は、前2項を準用するものとする。
- 4 建設局長が行う検査（建築局所管工事を除く。）にあっては、所長若しくは所長の指名した職員も立会うことができるものとする。

（検査の実施）

- 第10条 建設工事の検査は、原則として現地において、設計図書等と対比してその位置、形状、寸法等の相違及び品質性能、その他必要な事項について確認するものとする。
- 2 委託業務の検査は、契約書、設計図書及びその他関係図書等に基づき、成果品、その他必要な事項について確認するものとする。
 - 3 工事用物件の購入に係る検査は、納入の都度その給付の内容及び数量について確認するものとする。
 - 4 検査員は、完了検査の結果、その給付が契約内容に適合すると認めるときは合格の、適合しないと認めるときは不合格の判定をするものとする。

（完了検査の報告）

- 第11条 検査員は、完了検査を行ったときは、完了検査調書（様式第1（その1））又は指定部分完了検査調書（様式第1（その2））及び建設工事検査記録（様式第5）を作成し、建設工事のうち、本庁契約工事（工事用物件の購入を除く。以下本条において同じ。）、本庁施行工事及び特別検査工事にあっては建設局長に、委託業務のうち、本庁契約工事及び本庁施行工事にあつては本庁事業課長に、その他の工事にあつては所長に提出するものとする。この場合において、検査の結果その給付に不完全な部分があると認めるときは、完了検査調書又は指定部分完了検査調書に修補補正調書（様式第2）を添えて提出するものとする。
- 2 建設局長は、本庁施行工事（建築局所管工事に限る。）について前項の調書の提出があつたときは、検査結果通知書（様式第3（その1））又は指定部分完了検査結果通知書（様式第3（その2））に当該調書を添えて本庁事業課長に通知するものとする。
 - 3 建設局長は、本庁契約工事及び特別検査工事について第1項の調書の提出があつたときは、検査結果通知書又は指定部分完了検査結果通知書に当該調書を添えて所長に通知するものとする。

（出来形検査の報告及び通知）

- 第12条 検査員は、出来形検査を行ったときは出来形検査調書（様式第4（その1））を作成し、出来形調書（様式第4（その1別紙（建築））又は同（その2別紙（土木）））を添えて、建設工事のうち、本庁契約工事及び特別検査工事（部分使用に係る出来形検査を行った場合を除く。）並びに本庁施行工事にあつては建設局長に、委託業務のうち、本庁契約工事及び本庁施行

工事にあつては本庁事業課長に、その他の工事にあつては所長に提出するものとする。

- 2 建設局長は、建設工事のうち、本庁契約工事及び本庁施行工事（建築局所管工事を除く。）について前項の調書を受理したときは、出来形検査結果通知書（様式第4（その2））により、本庁契約工事の場合は所長を経由して、本庁施行工事の場合は直接契約者に通知するものとし、本庁施行工事（建築局所管工事に限る。）について前項の調書を受理したときは本庁事業課長に、特別検査工事について前項の調書を受理したときは所長に、出来形検査結果通知書（様式第4（その3））に当該調書を添えて通知するものとする。
- 3 本庁事業課長又は所長が第1項の調書を受理したとき又は前項の通知があつたときは、建設局長、都市・交通局長又は建築局長（以下「建設局長等」という。）若しくは所長は出来形検査結果通知書（様式第4（その2））により契約者に通知するものとする。

（中間検査の報告）

第13条 検査員は、中間検査を行ったときは建設工事検査記録（様式第5）を作成し、四半期ごとに中間検査結果報告書（様式第6）に添えて建設局長又は所長に提出するものとする。

（工所用物件の購入に係る検査の報告）

第14条 検査員は、工所用物件の購入に係る検査を行ったときは材料品検収調書（様式第7（その1）又は同（その2））を提出するとともに納入が完了したときは、建設局長又は所長に完了検査調書を提出するものとする。

（修補補正の命令）

- 第15条 建設局長は、検査員から修補補正調書を受理したときは、修補補正指示通知書（様式第8）により本庁契約工事にあつては所長を経由して契約者に、本庁施行工事にあつては直接契約者に修補補正を命じるものとする。
- 2 所長は、建設局長から特別検査工事の修補補正調書を受理したとき、又は検査員から所長委任工事（特別検査工事を除く。）の修補補正調書を受理したときは、修補補正指示通知書により契約者に修補補正を命ずるものとする。
 - 3 検査員は、修補補正を要する部分の内容が軽易であると認めた場合は、前2項の規定にかかわらず、検査の際に修補補正指示書を契約者に交付することができるものとする。この場合においては、その旨を修補補正調書に記載し、指示書の写しにより本庁契約工事及び所長委任工事にあつては所長に、本庁施行工事にあつては建設局長に通知するものとする。

(修補補正の確認)

第 16 条 完了検査を行った検査員は、修補補正の完了を確認するための検査を行わなければならない。ただし、修補補正の内容が軽易な場合には、実施状況に関する各種の記録及び工事写真等によりその内容を確認することをもって検査に代えることができるものとする。

- 2 前項の検査は、第 5 条から第 11 条まで及び第 15 条に準じて行うものとする。
- 3 検査員は、修補補正に係る検査を完了したときは速やかに建設局長又は所長に修補補正完了検査調書（様式第 9）を提出するものとする。
- 4 建設局長は、本庁施行工事（建築局所管工事に限る。）について、修補補正完了検査調書を受領したときは、検査結果通知書又は指定部分完了検査結果通知書に同調書を添えて本庁事業課長に通知するものとする。
- 5 建設局長は、本庁契約工事及び特別検査工事について、第 3 項の修補補正完了検査調書を受領したときは、検査結果通知書又は指定部分完了検査結果通知書に同調書を添えて所長に通知するものとする。

(臨機の措置)

第 17 条 検査員は、検査にあたり、事態が重大かつ処理に急を要すると認める事項のあるときは、直ちに、本庁契約工事、本庁施行工事及び特別検査工事にあつては建設局長に、その他の工事にあつては所長に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事成績の評定)

第 18 条 建設工事が完了したときは、その成績について別に定める建設工事成績評定要領により評定するものとする。

- 2 委託業務が完了したときは、その成績について別に定める委託業務成績評定要領により評定するものとする。

(完了検査結果の通知)

第 19 条 本庁契約工事及び本庁施行工事にあつては建設局長等が、所長委任工事にあつては所長が、検査の結果及び建設工事は工事目的物の引渡しの時期を、委託業務は成果品の引渡しの時期を検査結果合格通知書（様式第 10（その 1））により契約者に通知するものとし、本庁契約工事にあつては所長を経由するものとする。

- 2 本庁契約工事及び本庁施行工事にあつては建設局長等が、所長委任工事にあつては所長が、指定部分完了検査の結果及び建設工事は指定部分に係る工事目的物の引渡しの時期を、委託業務は指定部分に係る成果品の引渡しの時期を指定部分完了検査合格通知書（様式第 10（その 2））により契約

者に通知するものとし、本庁契約工事にあつては所長を経由するものとする。

附 則

- 1 従前の要領は、廃止する。
- 2 この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成22年1月1日から施行する。
- 9 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 10 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 11 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 12 この要領は、令和3年1月1日から施行する。
- 13 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 14 この要領は、令和4年3月1日から施行する。
- 15 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 16 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式一覧表

様式第 1 (その 1)	完了検査調書
様式第 1 (その 2)	指定部分完了検査調書
様式第 2	修補補正調書
様式第 3 (その 1)	検査結果通知書
様式第 3 (その 2)	指定部分完了検査結果通知書
様式第 4 (その 1)	出来形検査調書
様式第 4 (その 1 別紙 (建築))	出来形調書
様式第 4 (その 2 別紙 (土木))	出来形調書
様式第 4 (その 2)	出来形検査結果通知書
様式第 4 (その 3)	出来形検査結果通知書
様式第 5	建設工事検査記録
様式第 6	中間検査結果報告書
様式第 7 (その 1)	材料品検収調書
様式第 7 (その 2)	材料品検収調書
様式第 8	修補補正指示書
様式第 9	修補補正完了検査調書
様式第 10 (その 1)	完了検査合格通知書
様式第 10 (その 2)	指定部分完了 検査合格通知書
様式第 11	検査職員任命依頼書
様式第 12	検査職員任命通知書

様式取扱い上の注意

本要領の様式は、建設工事を基本にして定めたものであるため、委託業務の場合にあつては、各様式中「工事名、工事場所、請負代金額、請負者」を「委託業務名、納入場所、業務委託料、受注者」等に適宜改めて使用すること。